

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

「☞」は川崎市の介護予防・日常生活支援総合事業のホームページの該当箇所や参考資料を指しています。

1. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービスに係る注意点

(1) 総合事業によるサービスは、要支援者についても『自己作成によるケアプラン』にもとづくサービス提供（請求）はできません。

区分変更により要介護から要支援となった場合等、必ずサービス提供前に管轄の区役所・地区健康福祉ステーションに、「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」の提出を行ってください。

(国のガイドライン抜粋)

総合事業は、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。

☞ 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業業務実施マニュアルP4

「平成28年4月～総合事業開始に伴う主な変更点 3」を参照。

併せて、当該マニュアルのP11、P23、P59、P62～65もご確認ください。

(2) 『川崎市外の事業者』や

『平成28年4月以降「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けた川崎市内の事業者』において、川崎市の総合事業のサービスの指定を受けていない場合、平成29年4月1日以降、川崎市の要支援者への介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービス提供ができなくなります。

(現在、受け入れを行っている要支援者に対し、平成29年4月1日以降も引き続きサービス提供する場合には、川崎市の総合事業サービスの指定を遅くとも平成29年4月1日付で取得する指定手続を進める必要があります。)

(川崎市内の事業者)

平成28年3月31日までに「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けている川崎市内の事業者については川崎市の規定による

「みなし指定」によって、川崎市の総合事業のサービスの指定を受けていることから、川崎市の総合事業のサービス提供が可能となっておりますので、改めての指定手続きは不要です。)

☞ 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A よくある問い合わせ (以下「Q & A」という。) 問 3 - 1 参照。

2. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービスに係るよくある問い合わせ

問 1 総合事業サービスについて、事業所の都合により運営が休止した場合や祝日等で運営していない場合でも、計画上に位置づけられた単位数を算定してよいか。

事業所の都合によりサービス提供を実施していない場合は、計画に位置づけられていたとしても算定はできません。

☞ Q & A 問 6 - 2 3 参照。

(※ 参照する Q & A は、【6. 通所型サービス関係】ですが、本件については、訪問型サービスにおいても同様の取り扱いとなります。)

問 2 総合事業サービスについて、給付制限対象者の利用者負担及び請求方法は如何か。

川崎市の総合事業のサービスは、給付制限の対象としておりません。そのため、給付制限対象者であっても、「介護保険負担割合証」の負担割合に応じて請求を行うこととなります。

☞ 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業請求事務の手引き P 4 ・ 5

問 3 総合事業サービスについて、医療費控除の対象となるのか。

川崎市の総合事業サービスは、旧予防訪問介護及び通所介護と全く同様の基準でないことから医療費控除の対象とはなりません。

☞ 介護保険最新情報 Vol. 565 参照。

3. よくある請求間違い例

【訪問型サービス】

- ① ケアプラン上、毎週60分超120分以下の提供を予定しているが、カレンダー上、最初（または最後）の1週を60分以下の提供、他の4週を60分超120分以下の提供を行った。その場合に、月5週以上の60分超120分以下の単位・コードで請求した。

☞ 訪問型サービス算定例 P 5 （例 4）参照

- ② 毎週1回程度 60 分以下を月4週利用の予定だが、月5週以上の単位・コード（包括報酬）で請求した。

☞ 訪問型サービス算定例 P 7 （例 1）参照

- ③ 毎週1回程度 60 分以下の利用計画で月の途中に契約を開始したが、その契約開始日の属する週にサービスの利用があったため、1週としてその週の利用分も請求した。

☞ 訪問型サービス算定例 P 15 （例 1）参照

【通所型サービス】

- ④ サービスを利用した回数で請求した。

☞ Q & A 問 6 - 5 及び問 6 - 6 参照

- ⑤ 毎回「入浴あり」を予定しているが、体調不良などで入浴しない回があったため、その回は「入浴なし」で請求した。

☞ Q & A 問 6 - 5 参照

4. 介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修 について

《愛称》

～“かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)”養成研修～

(1) “かわさき暮らしサポーター（暮らサポ）”養成研修の実施状況 について

平成28年4月からの“暮らサポ”養成研修の指定研修実施機関の募集開始に伴い、10月現在、市内2法人の指定を行い、川崎市総合事業開始後の9月に“暮らサポ”養成研修が初めて実施されました！

《研修の様子》



- “暮らサポ”研修に係る広報物の作成は川崎市も実施します。また、市に事前にご相談のうえ、指定研修機関が独自に作成された広報物を市の施設に設置することや市の広報媒体を利用して広報することも可能です。

(2) “かわさき暮らしサポーター（暮らサポ）”について

川崎市では、将来的に直面する生産年齢人口の減少を見据えた介護人材の担い手確保のため、総合事業開始に伴い、生活援助に特化した最低限度の知識等の習得を目的とした新たな市独自の研修制度（暮らサポ研修）を導入し、訪問系サービスの潜在的な人材の掘り起こしや介護人材のすそ野を広げ、限られた人材を有効活用できる仕組みを構築しました。

- “暮らサポ”研修修了者は、訪問介護事業所における従事者（“かわさき暮らしサポーター”）となって、要支援者・事業対象者へ家事援助等の生活援助に係るサービス提供が可能となります。
- “暮らサポ”研修修了者によるサービス提供も川崎市サービスコード

表の「訪問型独自サービス○/2」による請求が可能です。

(○はアラビア数字となります。☞川崎市版介護予防・生活支援
総合事業単位数サービスコード表 P3参照)

(3) “かわさき暮らしサポーター（暮らサポ）” 養成研修実施機関の 指定手続きについて

市内の指定訪問介護事業者であれば、“暮らサポ” 養成研修実
施機関（法人）としての指定申請を行うことができます。
申請は随時、受付を行っています。



指定を受けた法人は、

“かわさき暮らしサポーター（暮らサポ）” 養成研修（1日程
度）の実施が可能となります。



研修修了者の雇用・同行訪問（最低2回以上）を経た後、
要支援者・事業対象者へサービス提供が可能となります。

研修内容や研修講師の要件や指定手続き等の詳細については、

☞『川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研
修機関の指定の流れ』を参照ください。

<川崎市ホームページ>

トップページ⇒暮らし・手続き ⇒福祉・介護 ⇒高齢者・介護保険
⇒介護保険制度 ⇒事業者入口⇒介護予防・日常生活支援総合事業 ⇒
介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修

<URL>

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-11-0-0-0-0.html>

5. スーパー基準緩和サービス（市内インフォーマルサービスの公表）について

川崎市では、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域の実現を目指すため、個人や家族、地域社会、公的部門などによる「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担のもと「地域包括ケアシステム」の取組みを推進しています。

本市においても、今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、公的な医療や介護サービスの提供範囲を超えた日常生活支援等を必要とする高齢者が増加していくことが見込まれます。

こうしたなか、地域包括ケアシステムを充実していくためには、介護保険等の社会保険制度や公的サービスである「共助」及び「公助」の充実はもちろんのこと、住民主体の活動等である「互助」のほか、市場サービスの購入等の「自助」を充実していく必要があると考えています。

川崎市総合事業においても、地域包括ケアシステムにおける「要支援者」や「事業対象者」等の多様なニーズを支える取組みのひとつとして、市内に存在する高齢者向け保険外サービス（インフォーマルサービス）について、**情報の一元化及び「見える化」**を行い、高齢者や家族、ケアマネジャー等がアクセスしやすい環境づくりを目指します。

【本市の高齢者人口数等の推移】（第6期かわさきいきいき長寿プラン）

	平成	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
総人口		1,444,250	1,471,410	1,477,827	1,484,244	1,515,727
高齢者人口（65歳～）		269,609	293,066	299,023	304,980	340,485
前期高齢者（65～74歳）		148,189	156,238	155,982	155,726	141,167
後期高齢者（75歳～）		121,420	136,828	143,041	149,254	199,318
高齢化率		18.67%	19.92%	20.23%	20.55%	22.46%
40～64歳人口		497,978	514,031	522,418	530,805	588,603
要介護・要支援認定者数		47,333	50,724	54,113	57,507	79,362
第1号被保険者		46,026	49,391	52,755	56,124	77,819
第2号被保険者		1,307	1,333	1,358	1,383	1,543

※第1号被保険者とは、65歳以上の方のことをいいます。

※第2号被保険者とは、40歳～64歳の方のことをいいます。

※平成26年度までは実績値で、平成27年度以降は推計値です。

(1) 市における情報の一元化及び「見える化」に向けた準備

ア 12月上旬（予定）～29年2月を情報収集期間として、インターネット等の情報から、市が定める一定の公表基準を満たす高齢者向けインフォーマルサービスを実施されている市内の企業や事業所に対し、郵送による公表のご案内、公表同意の確認等に係る登録申込用紙（A4サイズ1枚程度）の送付を予定しております。

（ご案内の郵送は、市がインターネット等で収集した情報を元に行いますので、必ずしも市内のすべての企業や事業所に郵送されるものではありません。）

- ※ 必要に応じてお電話のご案内、ご説明も予定しております。
- ※ 12月上旬（予定）に、川崎市のホームページ（総合事業）にも公表基準や公表に係る登録申込手続き等について掲載する予定ですので、ホームページをご確認のうえ、直接、登録お申込みを行うことも可能とする予定です。
- ※ 本事業は、地域に多様に存在する高齢者向けインフォーマルサービスの把握・整理、情報提供を目的とするものであって、市が利用推奨、あっせんするものではないことにご留意願います。

イ 29年3月（予定）を目途に、公表の同意があり且つ登録のお申し込みがあった企業や事業所について、専用のウェブサイト※にて情報公表を行います。

- ※ 専用のウェブサイトについては、国における介護サービス情報公表システムのほか、川崎市のホームページの活用等を検討中です。

(画面イメージ ※実際の運用時は異なります。)



(2) 情報収集期間終了後について

ア 地域包括支援センター等においては、利用者の希望や状態に応じたケアマネジメントの結果、公表されているインフォーマルサービスをケアプランに位置づけた場合、介護予防ケアマネジメント費（介護予防ケアマネジメントC）として、現在、地域包括支援センターでご使用いただいている『介護予防ケアマネジメント費入力ソフト』による請求を可能とする予定です。詳細については、後日お示しします。


イ 公表されているインフォーマルサービスにつきましては、公表されている内容の変更等の有無の確認を定期的に行うことを予定しております。（郵送等による年1回程度の確認を検討中）

ウ 情報収集期間終了後も適宜、市内の高齢者向けインフォーマルサービスの情報収集及び公表は、継続して行っていく予定です。

6. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業ホームページ

『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『介護予防・日常生活支援総合事業』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>



現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [事業者入口](#)
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- [マニュアル・手引き](#)
- [Q&A](#)
- [市民向けリーフレット](#)
- [説明会・通知](#)
- [サービスコード表・単位数マスタ](#)
- [事業者指定手続き](#)
- [川崎市総合事業事業者リスト](#)
- [介護予防訪問サービス\(生活援助特化型\)従事者養成研修](#)
- [地域包括支援センター等関係様式](#)
- [【参考】厚生労働省関連ホームページ 外部リンク](#)

- ◆ 川崎市総合事業に関するお問い合わせ先 **0570-040-114**
- ◆ 受付時間 8:30～17:15 月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

7. 介護予防・生活支援サービス事業 平成28年度下半期のスケジュール（予定）

（1）全体的事項

ア 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

市民向けリーフレット第2版の発行

⇒28年9月末に各区・地区健康福祉ステーション介護保険
担当窓口及び地域みまもり支援センター・各地域包括支援セン
ターに配布

☞川崎市ホームページ『市民向けリーフレット』にPDF
ファイル版も掲載しておりますのでご活用ください。

イ 次の①・②の事業者宛て

川崎市総合事業指定手続きのご案内通知の発送

⇒ 28年10月下旬～12月上旬

《ご案内対象の事業者》

①『川崎市外の事業者』で川崎市の総合事業のサービスの指定
を受けていない事業者*

※市外の事業者へのご案内は直近の給付実績から川崎市民の
利用状況をもとに通知する予定です。

②『平成28年4月以降「介護予防訪問介護」「介護予防通所介
護」の指定を受けた川崎市内の事業者』で川崎市総合事業の
指定を受けていない事業者

ウ 第7期介護保険事業計画策定に向けた川崎市介護予防・生活 支援サービス（総合事業）のあり方について事業所アンケー ト兼意見募集の実施

⇒ 29年1月～2月頃

市内総合事業サービス事業所・地域包括支援センター・
居宅介護支援事業所を対象に実施予定

(2) かわさき暮らしサポーター（“暮らサポ”）養成研修

ア 市政だよりの掲載

（今後の“暮らサポ”研修開催の周知・広報）

⇒28年10月1日号「市政だより」お知らせ掲示板にて

※12月以降も研修実施日に応じて適宜掲載予定。

イ 市民向け“暮らサポ”研修・“暮らサポ”についての案内チラシの作成

⇒28年10月中旬～市民館・図書館等市内各施設に設置

(3) 介護予防短時間通所サービス（A7）

川崎市では、将来的に直面する生産年齢人口の減少を見据え、多様な担い手の確保を目指しながら今後も増大する高齢者の多様なニーズに対応する取組のひとつとして、総合事業開始に伴い、従来の介護予防通所介護の人員基準等を緩和した「介護予防短時間通所サービス」の構築を行いました。

ア 利用状況

10月1日現在 6指定事業所にてサービス提供中

（総合事業開始後の

28.5月～8月審査分において、延295人の利用者）

⇒指定手続きは、随時募集中

☞ 指定手続きに係る詳細については、川崎市ホームページの『総合事業の通所サービスの指定（H28年4月以降新規）』をご覧ください。

<川崎市ホームページ>

トップページ⇒暮らし・手続き ⇒福祉・介護 ⇒高齢者・介護保険
⇒介護保険制度 ⇒事業者入口⇒介護予防・日常生活支援総合事業
⇒事業者指定手続き ⇒総合事業の通所サービスの指定（H28年4月以降新規）⇒介護予防短時間通所サービス（A7）

<URL>

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074854.html>

イ 介護予防短時間通所サービスのチラシの作成（予定）

平成 28 年度の認定更新等による総合事業への移行期間終了に併せて、川崎市独自のサービスである介護予防短時間通所サービスについてのチラシの作成を予定しています。

⇒ 平成 28 年度末に向けて作成を予定